

社会に一役自信回復

1面から続く

中間的就労の場づくりは、東近江市以外の滋賀県内でも取り組まれている。

野洲市の岡野真裕さん(38)は2008年1月、車で福井県内の高速道路を走行中に突然、体がだるくなった。脳の血管が破裂する脳出血を引き起こしており、病院に運ばれ、緊急手術を受けた。一命は取り留めたが、一日の出来事を思い出せなかったり、思っていることをうまく言葉にできなかったりするなど脳に障害が残った。

仕事を辞め、大阪市から野洲市の実家に戻った。ハローワークに通い、面接も受けたが3年以上仕事は見つからなかった。生活は母の年金が頼みだった。12年4月、市役所で求人票を見ていると、職員に声を掛けられ、同市が実施していた就労体験に参加。1カ月間で15日、市内の牧場などで草刈りなどを

中間的就労

湖流

有給で行った。その後、大津市のコンサルタント会社が運営する農場(草津市)で野菜栽培の仕事を得た。「脳出血後は体力に不安を感じていた。就労体験で自信を取り戻した」と振り返る。

生活困窮者自立支援法では、中間的就労は作業所など障害者就労支援施設に通う福祉的就労と、企業などで働く一般就労の間に位置するとされる。社会福祉法人やNPO、民間企業などが都道府県知事らの認定を受けた上で自主事業として実施す

事業所「利点」に課題も



就労体験を経て企業への就職が決まった岡野さん。作った野菜はまずは地域の人たちに食べてもらうという(草津市)

る。

障害者の就労支援を行うNPO法人「滋賀県社会就労事業振興センター」(草津市)は11年から、知的障害者らの働く場として三井寺(大津市)の境内の清掃作業を受注してきた。大津市などの依頼を受け、昨年9月から生活困窮者も受け入れるようになった。昼食代などとして1日2千円を渡し、約15人が利用した。だが、来ると言いながら来ない人も多かった。十分な時間的余裕をもって支援しなければ一般就労につながることは難しいと感じ、3月末で受け入れをいったん止めた。城貴志センター長(37)は「メリットが少な

ければ、中間的就労を始めようという事業所は少ないのでは」と指摘する。

こうした声に対し、厚生労働省生活困窮者自立支援室の熊本正人室長は「メリットを少なくしたのは、貧困ビジネスを防ぐため」と説明する。メリットを多くすれば、生活困窮者を低賃金で酷使する「貧困ビジネス」が横行する危険性があるという。一方で、初期経費の助成や税制優遇、商品や仕事の優先発注は必要との意見もあり、同省は法施行までに検討を進める。

東近江市で取り組まれている「新プロジェクト」は、森林の荒廃や獣害被害といった地域の課題の解決を目的とした。誰かの役に立つことは生活困窮者に限らず、働きがいを感じやすい。新プロジェクトを考えた市まちづくり協働課の山口美知子主任は「農業や林業の分野では、人手不足が深刻になっている。中間的就労をきちんと一般就労につなげるためには、こうした地域の課題を見つけ、仕事を掘り起こすことが必要だ」と強調する。(田代真也)